

保育所の保育のチェックリスト100

評価記入用紙 1 2026/1/29

平成30年度施行保育所保育指針のチェック含む

園名	みそら保育園	氏名	項目確認用（回答未記入）	クラス
----	--------	----	--------------	-----

<評価方法> 十分理解できている(十分できている)…◎ 理解している(できている)…○ ふつう…▲ 努力が必要…×

No.	チェックシート	評 価
-----	---------	-----

I 園の基本姿勢について(5項目)

教育・保育理念や目標				
Q1	園の保育理念や保育目標を理解している。			
Q2	保育理念及び目標と保育所保育指針の関係を理解し、全体的な計画に基づき指導計画を立てている。			
保育所としての社会的責任の理解				
Q3	子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重して保育を行っている。			
Q4	入所する子ども等の個人情報適切に取り扱うとともに、保護者の苦情などに対し、その解決を図るよう努めている。			
職員としての心構え				
Q5	就業規則などの諸規則を理解し、守り、業務遂行にあたって正確・迅速、かつ、こまめに報告・連絡・相談・確認を実践している。			
小 計				

II 保育所保育指針(93 項目)

第1章 総則	
	第1章 総則
	第2章 保育の内容
	第3章 健康及び安全
	第4章 子育て支援
	第5章 職員の資質向上

第1章 総則(37項目)

1 保育所保育に関する基本原則				
(1) 保育所の役割				
Q6	第1章総則の1 保育所保育に関する基本原則に記載された保育所の3つの役割を知っている。			
Q7	第1章総則の1 保育所保育に関する基本原則による保育士として、子どもを保育するとともに専門性の向上に努めている。			
(2) 保育の目標				
Q8	保育所の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の6つの目標を目指して行うものであることを知っている。			
Q9	入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たっている。			
(3) 保育の方法				
Q10	一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めるよう留意している。			
Q11	子どもの生活のリズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整えている。			
Q12	子どもの発達について理解し、一人一人の発達過程に応じ、子どもの個人差に十分配慮しながら保育している。			
Q13	子ども相互の関係づくりや互いに尊重する心を大切にし、集団における活動を効果あるものにするように援助している。			
Q14	子どもが自発的・意欲的に関わられるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にし、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように、生活や遊びを通して総合的に保育をしている。			
Q15	一人一人の保護者の状況やその意向を理解、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助している。			
(4) 保育の環境				
Q16	保育の環境には、保育士等や子どもなどの人的環境、施設や遊具などの物的環境、自然や社会の事象などがあり、こうした人、物、場などが相互に関連し合い、子どもの生活が豊かなものとなるように環境を構成し、工夫することを知っている。			
Q17	第1章総則の1 保育所保育に関する基本原則による4つの事項に留意しつつ、計画的に環境を構成し、工夫して保育している。			
(5) 保育所の社会的責任				

Q18	地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に、自園が行う保育の内容を適切に説明するよう努めている。				
2 養護に関する基本的事項					
(1) 養護の理念					
Q19	保育における養護とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりであり、保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことがその特性であることを知っている。				
(2) 養護に関わるねらい及び内容					
ア 生命の保持					
Q20	生命の保持のねらい 4 点について知っている。				
Q21	生命の保持の内容 4 点について知っている。				
イ 情緒の安定					
Q22	情緒の安定のねらい 4 点について知っている。				
Q23	情緒の安定の内容 4 点について知っている。				
3 保育の計画及び評価					
(1) 全体的な計画の作成					
Q24	保育の目標を達成するために、自園の保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育所生活全体を通して総合的に展開されるよう、全体的な計画を作成することを知っている。				
Q25	全体的な計画は、子どもや家庭の状況、地域の実態、保育時間などを考慮し、子どもの育ちに関する長期的見通しをもって適切に作成されている。				
Q26	全体的な計画は、保育所保育の全体像を包括的に示すものとし、これに基づく指導計画、保健計画、食育計画等を通じ、創意工夫して保育できるよう作成されている。				
(2) 指導計画の作成					
Q27	全体的な計画に基づき、具体的な保育が適切に展開されるよう、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画を作成している。				
Q28	指導計画の作成に当たっては、保育指針第 2 章及びその他の関連する章に示された事項のほか、子ども一人一人の発達過程や状況を十分に踏まえている。				
Q29	3 歳未満児は、一人一人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成し、3 歳以上児は、個の成長と、子ども相互の関係や協同的な活動が促されるように配慮し、異年齢で構成される組やグループでは、一人一人の子どもの生活や経験、発達過程などを把握し、適切な援助や環境構成ができるよう配慮している。				
Q30	指導計画においては、保育所の生活における子どもの発達過程を見通し、生活の連続性、季節の変化などを考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらい及び内容を設定している。				
Q31	一日の生活のリズムや在園時間が異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、活動と休息、緊張感と開放感等の調和を図るよう配慮している。				
Q32	長時間にわたる保育については、子どもの発達過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置付けている。				
Q33	障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置付けている。				
(3) 指導計画の展開					
Q34	施設長、保育士など、全職員による適切な役割分担と協力体制を整えている。				
Q35	子どもが行う具体的な活動は、生活の中で様々に変化することに留意して、子どもが望ましい方向に向かって自ら活動を展開できるよう必要な援助を行っている。				
Q36	子どもの主体的な活動を促すためには、保育士等が多様な関わりをもつことが重要であることを踏まえ、子どもの情緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得られるよう援助している。				
Q37	保育士等は、子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即して保育の過程を記録するとともに、これらを踏まえ、指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図っている。				
(4) 保育内容等の評価					
Q38	保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。				
Q39	保育士等による自己評価に当たっては、子どもの活動内容やその結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組む過程などにも十分配慮するよう留意している。				
(5) 評価を踏まえた計画の改善					
Q40	保育の計画に基づく保育、保育の内容の評価、これに基づく改善という一連の取組により、保育の質の向上が図られるよう、全員が共通理解をもって取り組んでいる。				
4 幼児教育を行う施設として共有すべき事項					
(1) 育みたい資質・能力					
Q41	幼児教育を行う施設として共有すべき事項及び生涯にわたる生きる力の基礎を培うため示された保育の目標を踏まえ、保育所として一体的に育むよう努める「資質・能力」の 3 本の柱の内容を知っている。				
(2) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿					
Q42	幼児教育を行う施設として共有すべき事項として「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」10 項目を知っている。				
		小 計			

第 2 章 保育の内容（33 項目）

Q43	第 2 章保育の内容に示す「ねらい」、「内容」の意味を知っている。				
Q44	保育における「養護」とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりであることを理解している。				
Q45	「教育」とは、子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるための発達の援助であることを理解している。				

1 乳児保育に関わるねらい及び内容				
(1) 基本的事項				
Q46	基本的事項としての乳児期の発達について知っている。			
Q47	乳児期の領域「三つの視点」について知っている。			
(2) ねらい及び内容				
Q48	「健やかに伸び伸びと育つ」の意味、「ねらい」「内容」「内容の取扱い」について知っている。			
Q49	「身近な人と気持ちを通じ合う」の意味、「ねらい」「内容」「内容の取扱い」について知っている。			
Q50	「身近なものと関わり感性が育つ」の意味、「ねらい」「内容」「内容の取扱い」について知っている。			
(3) 保育の実施に関わる配慮事項				
Q51	乳児は疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことから、一人一人の発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行っている。			
Q52	一人一人の子どもの成育歴の違いに留意しつつ、欲求を適切に満たし、特定の保育士が応答的に関わるように努めている。			
Q53	乳児保育に関わる職員間の連携や嘱託医との連携を図り、第3章に示す事項を踏まえ、適切に対応し、栄養士及び看護師等が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図っている。			
2 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容				
(1) 基本的事項				
Q54	基本的事項としての1歳以上3歳未満児の発達の内容について知っている。			
Q55	1歳以上3歳未満児の「5領域」について知っている。			
(2) ねらい及び内容				
Q56	1歳以上3歳未満児の「健康」の意味、「ねらい」「内容」「内容の取扱い」について知っている。			
Q57	1歳以上3歳未満児の「人間関係」の意味、「ねらい」「内容」「内容の取扱い」について知っている。			
Q58	1歳以上3歳未満児の「環境」の意味、「ねらい」「内容」「内容の取扱い」について知っている。			
Q59	1歳以上3歳未満児の「言葉」の意味、「ねらい」「内容」「内容の取扱い」について知っている。			
Q60	1歳以上3歳未満児の「表現」の意味、「ねらい」「内容」「内容の取扱い」について知っている。			
(3) 保育の実施に関わる配慮事項				
Q61	探索活動が十分にできるように、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、全身を使う遊びなど様々な遊びを取り入れている。			
Q62	自我が形成され、子どもが自分の感情や気持ちに気付くようになる重要な時期であることから、情緒の安定を図りながら、子どもの自発的な活動を尊重し、促している。			
3 3歳以上児の保育に関するねらい及び内容				
(1) 基本的事項				
Q63	基本的事項としての3歳以上児の発達の内容と「5領域」について知っている。			
(2) ねらい及び内容				
Q64	3歳以上児の「健康」の意味、「ねらい」「内容」「内容の取扱い」について知っている。			
Q65	3歳以上児の「人間関係」の意味、「ねらい」「内容」「内容の取扱い」について知っている。			
Q66	3歳以上児の「環境」の意味、「ねらい」「内容」「内容の取扱い」について知っている。			
Q67	3歳以上児の「言葉」の意味、「ねらい」「内容」「内容の取扱い」について知っている。			
Q68	3歳以上児の「表現」の意味、「ねらい」「内容」「内容の取扱い」について知っている。			
(3) 保育の実施に関わる配慮事項				
Q69	「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が、ねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている子どもの小学校就学時の具体的な姿であることを踏まえ、指導を行う際には適宜考慮している。			
Q70	子どもの発達や成長の援助をねらいとした活動の時間については、意識的に保育の計画等において位置付けて、実施することが重要であることを理解し実践している。			
4 保育の実施に関して留意すべき事項				
(1) 保育全般に関わる配慮事項				
Q71	子どもの心身の発達及び活動の実態などの個人差を踏まえるとともに、一人一人の子どもの気持ちを受け止め、援助している。			
Q72	子どもが自ら周囲に働きかけ、試行錯誤しつつ自分の力で行う活動を見守りながら、適切に援助している。			
Q73	子どもの国籍や文化の違いを認め、互いに尊重する心を育てるようにし、また、子どもの性差や個人差にも留意しつつ、性別などによる固定的な意識を植え付けることがないようにしている。			
(2) 小学校との連携				
Q74	保育所保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通じて、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにしている。			
Q75	保育所保育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、保育所保育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めている。			

小 計				
-----	--	--	--	--

第3章 健康及び安全（13 項目）

1 子どもの健康支援

(1) 子どもの健康状態並びに発育及び発達状態の把握

Q76	子どもの心身の状態に応じて保育するために、子どもの健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的・継続的に、また、必要に応じて随時、把握している。			
Q77	子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し、児童福祉法第 25 条に基づき、適切な対応を図っている。虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図っている。			

(2) 健康増進

Q78	子どもの健康に関する保健計画を全体的な計画に基づいて作成し、全職員がそのねらいや内容を踏まえ、一人一人の子どもの健康の保持及び増進に努めている。			
-----	--	--	--	--

（３）疾病等への対応

Q79	感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、予防等について協力を求めている。				
Q80	アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うとともに、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、自園の体制構築など、安全な環境の整備を行っている。				

2 食育の推進

（１）保育所の特性を生かした食育

Q81	保育所における食育は、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成に向け、その基礎を培うことを目標とし、子どもが生活と遊びの中で、意欲をもって食に関わる体験を積み重ね、食べることを楽しみ、食事を楽しみ合う子どもに成長していくことを期待するものであることを知っている。				
Q82	乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成し、その評価及び改善に努めている。				

（２）食育の環境の整備等

Q83	子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や食の循環・環境への意識、調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員等との関わりや、調理室など食に関わる保育環境に配慮している。			
-----	--	--	--	--

3 環境及び衛生管理並びに安全管理

（１）環境及び衛生管理

（２）事故防止及び安全対策

Q84	保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行っている。				
Q85	事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じている。				
Q86	保育中の事故の発生に備え、施設内外の危険箇所 の点検や訓練を実施するとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を行っている。				

4 災害への備え

（１）施設・設備等の安全確保

Q87	防火設備、避難経路等の安全性が確保されるよう、定期的にこれらの安全点検を行う、備品、遊具等の配置、保管を適切に行うなど日頃から、安全環境の整備に努めている。			
-----	--	--	--	--

（２）災害発生時の対応体制及び避難への備え

Q88	火災や地震などの災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアルを作成し、定期的に避難訓練を実施するなど、必要な対応を図っている。					
-----	---	--	--	--	--	--

（３）地域の関係機関等との連携

小計				
----	--	--	--	--

第4章 子育て支援（4項目）

1 保育所における子育て支援に関する基本的事項

（１）保育所の特性を生かした子育て支援

Q89	保育及び子育てに関する知識や技術など、保育士等の専門性や、子どもが常に存在する環境など、保育所の特性を生かし、保護者が子どもの成長に気づき子育ての喜びを感じられるように努めている。				
-----	--	--	--	--	--

（２）子育て支援に関して留意すべき事項

2 保育所を利用している保護者に対する子育て支援

（１）保護者との相互理解

（２）保護者の状況に配慮した個別の支援

Q90 保護者の状況に配慮した個別の支援がとられている。				
--	--	--	--	--

（３）不適切な養育等が疑われる家庭への支援

Q91	不適切な養育等が疑われる家庭への支援が確立されている。				
-----	-----------------------------	--	--	--	--

3 地域の保護者等に対する子育て支援

(1) 地域に開かれた子育て支援

Q92	保育所は、児童福祉法第 48 条の 4 の規定に基づき、その行う保育に支障がない限りにおいて、地域の実情や当該保育所の体制等を踏まえ、地域の保護者に対して、保育所保育の専門性を生かした子育て支援を積極的に行うよう努めることを知っている。				
-----	--	--	--	--	--

(2) 地域の関係機関等との連携

小 計				
-----	--	--	--	--

第 5 章 職員の資質向上（6項目）

1 職員の資質向上に関する基本的事項

(1) 保育所職員に求められる専門性

Q93	自己評価に基づく課題を把握し、保育所内外の研修等を通じて、自身の職務内容に応じた専門性を高めるため、必要な知識及び技術の修得、維持及び向上に努めている。				
-----	--	--	--	--	--

(2) 保育の質の向上に向けた組織的な取組

Q94	保育所においては、保育の内容等に関する自己評価等を通じて把握した、保育の質の向上に向けた課題に組織的に対応するため、保育内容の改善や保育士等の役割分担の見直し等に取り組むとともに、それぞれの職位や職務内容等に応じて、各職員が必要な知識及び技能を身に付けられるよう努めなければならないことを知っている。				
-----	--	--	--	--	--

2 施設長の責務

(1) 施設長の責務と専門性の向上

(2) 職員の研修機会の確保等

3 職員の研修等

(1) 職場における研修

Q95	職員が日々の保育実践を通じて、必要な知識及び技術の修得、維持及び向上を図るとともに、保育の課題等への共通理解や協働性を高め、保育所全体としての保育の質の向上を図っていくために、職場内での研修の充実が図られている。				
-----	--	--	--	--	--

(2) 外部研修の活用

Q96	必要に応じた外部研修への参加機会が確保され、参加している。				
-----	-------------------------------	--	--	--	--

4 研修の実施体制等

(1) 体系的な研修計画の作成

Q97	保育所においては、当該保育所における保育の課題や各職員のキャリアパス等も見据えて、初任者から管理職員までの職位や職務内容等を踏まえた体系的な研修計画を作成しなければならないことを知っている。				
-----	---	--	--	--	--

(2) 組織内での研修成果の活用

Q98	外部研修に参加する職員は、自らの専門性の向上を図るとともに、保育所における保育の課題を理解し、その解決を実践できる力を身に付けることが重要であることを理解している。				
-----	--	--	--	--	--

(3) 研修の実施に関する留意事項

小 計				
-----	--	--	--	--

Ⅲ 園独自の取組について(2項目) ※ここは各自の園で必要な文章を記入。

Q99	職員会議・朝礼他、園全体で共有すべき事項について職員間で情報共有が図られている。				
-----	--	--	--	--	--

Q100	音体教室、保育士等キャリアアップ研修、園外研修等で得た内容を日々の保育に反映し、保育の質向上に務めている。				
------	---	--	--	--	--

小 計				
-----	--	--	--	--

合 計				
-----	--	--	--	--